

(平成20年度 厚生労働省委託事業)

実施結果報告書

メンタルヘルス不調の労働者の再チャレンジ支援
のための専門家派遣事業

平成21年3月31日

(社)全国労働衛生団体連合会

平成21年3月31日

平成20年度

厚生労働省委託事業の実施結果報告書

1. 委託事業の名称

「メンタルヘルス不調の労働者の再チャレンジ支援のための専門家派遣事業」

2. 委託事業の実施概要

本事業は、メンタルヘルス不調を訴え休業している労働者を抱える中小規模事業場（常時300人未満の労働者を使用する事業場）について、全国で15箇所の事業場を選定した。これらの対象事業場に対して、産業医、保健師等の産業保健スタッフや精神科等の医師、臨床心理士等の心の健康づくり専門スタッフ（派遣専門家）を専属で派遣して、メンタルヘルス不調を訴え休業している労働者の身体・精神状態や事業場の実態に合わせた職場復帰プログラムを作成したうえで、対象労働者に対して復職支援を行った。その際には事業者、家族、主治医等との連携を密接に行い、また、事業者に対しては事業場における支援のための体制、具体的方策等について指導・助言した。

本年度事業によって得られた支援活動の結果を基に、メンタルヘルス不調を訴え休業している労働者が職場復帰に至った手法について分析したうえで、平成19年度の成果物である技法開発の手引きに改訂を加えた。また、支援活動の際に産業保健スタッフを整備している多くの機関に対して参考になると判断した5ケースについて好事例としてまとめ、「技法開発・好事例等の手引き」として改訂（別冊）を行った。

3. 具体的な実施業務

1) メンタルヘルス復職支援検討委員会の設置

全衛連内に、東京大学大学院医学系研究科の川上憲人教授を委員長とする「メンタルヘルス復職支援検討委員会」を設置した。この委員会は以下のメンバーで構成した。

委員長	川上 憲人	東京大学 大学院医学系研究科教授
委員	亀田 高志	(株)産業医大ソリューションズ社長
委員	島 悟	京都文教大学 臨床心理学部教授
委員	島津 明人	東京大学 大学院医学系研究科准教授
委員	堤 明純	産業医科大学 産業医実務研修センター教授
委員	錦戸 典子	東海大学 健康科学部看護学科教授

委員 峰山 幸子 (財)淳風会メンタルサポートセンター室長
委員 森田 哲也 (株)リコー本社事業所 人事本部総括産業医

この委員会は参加機関に対し、対象の事業場及び労働者に対する支援を円滑に実施出来るように以下のような内容の助言指導を行った。

- ① 事業場及び労働者への支援を実施する参加機関に対して、職場復帰プログラムの作成、復職支援の方法、問題への対処等についての手引きの提供
- ② 手引き等を使つての派遣専門家育成のための研修会の開催、及び助言指導
- ③ 復職支援対象の労働者のフォローアップに係る調査の計画及び実施、得られた情報を分析。及び復職支援がうまくいった事例といかなかった事例を比較解析のうえ、復職支援方法等の改善を実施

2) 委託事業参加の参加機関の選定

下記の選定基準を満たす機関のうち、本委託事業に積極的に参加する意思があり、且つ確実に実施できると思われる機関の中から、次の5機関を参加機関（新規；3機関、継続；2機関）として平成20年5月中に選定した。

<選定の基準>

- a) 職場復帰支援の経験があること
 - b) メンタルヘルス事業の二次予防（健康管理）の実績があること。
- 上記、a)、b)のいずれか又は両方を満たしていること。

【参加機関のリスト】

- ・ 財団法人北陸予防医学協会（新規）
- ・ 社団法人福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷保健事業部（継続）
- ・ 社団法人オリエンタル労働衛生協会（新規）
- ・ 財団法人淳風会 メンタルサポートセンター（継続）
- ・ 財団法人西日本産業衛生会 北九州産業衛生診療所（新規）

3) 委託事業の説明会を開催

平成20年6月26日に参加機関から担当責任者を都内に集めて、委託事業の説明会を開催した。

a) 委託事業の趣旨

メンタルヘルス不調の労働者の職場復帰支援において、この委託事業では以下の特徴があることを強調して説明した。

- ・ 衛生管理体制の十分でない事業場における支援技法の開発

- ・ 事業場や労働者等の状況に応じた支援の好事例の取り纏め

これに関して、技法開発および好事例のとりまとめに活かすために、派遣終了後に参加機関が全衛連へ報告するべき事項についても説明した。

b) 委託事業の進め方

- ・ スケジュール
- ・ 事業活動の内容
- ・ 事業実施上の留意事項
- ・ 派遣業務実施状況の全衛連への報告要領

c) 委託事業予算（所要経費内訳）

4) 派遣専門家育成のための研修会の開催（第1回、2日間）

平成20年7月24～25日の2日間を利用して、参加機関から医師を含む産業保健スタッフを都内のホテルに集めて、派遣専門家育成のための研修会を開催した。

<参加者の概要>

参加機関数 (専門家数)	派遣専門家	
	職種	人数
5機関（15名）	医師（すべて産業医）	5名
	臨床心理士	2名
	保健師	5名
	看護師	1名
	産業カウンセラー等	2名

※ その他にオブザーバーとして、7名（医師1名、保健師5名、その他1名）の参加があった。

● 研修会の詳細は「4. 派遣専門家育成のための研修会」を参照。

5) 対象となる労働者のいる事業場及び支援対象労働者の選定

派遣専門家育成研修会実施後の平成20年7月中に、参加機関毎に3つの事業場を目標に対象として選定し、その結果を派遣対象事業場選定結果報告書（様式第1号）を使って全衛連へ報告した。その結果、5つの機関の合計で15事業場及び16名の対象労働者を選定した。

(様式第1号) 派遣対象事業場選定結果報告書の例

参加機関(財団法人 ○○○)

選 定 事 業 場			
事業場の名称 代表者の職・氏名	〇工業 ※事業場名は公開されることはありません。		
所在地(電話)	△△市		
業種、事業概要	製造業(建築資材)		
労働者数	95名		
メンタルヘルス 担当者の職・氏名	総務担当 M氏 ※担当者の氏名が公開されることはありません。		
産業医選任の有無	有	衛生管理者選任 の有無	有
事業場との従来の契約	健康診断・人間ドック、産業医契約		
対 象 労 働 者			
対象労働者の性別	男	年齢又は年代	50歳代
休職の診断書 における診断名	うつ状態		
支援開始時の段階	休職中(休職後2ヶ月) これまでの休職歴 無		
その他(参考事項)			

選定事業場及び労働者の概要

項 目	内 容
1. 選定事業場数	1 5
2. 対象労働者数	1 6
〃（男性）	1 2
〃（女性）	4
3. 休職の診断名	—
・うつ病及びうつ状態	1 2
・適応障害	4
4. 休職歴 有り	6
なし	1 0

6) 支援チームの編成

参加機関は対象の事業場及び労働者毎に派遣チームの編成し、その結果を派遣計画書（様式第2号）を使って全衛連へ報告した。対象事業場の衛生管理体制では対応できない課題を踏まえたうえで、2～3名程度のチームを編成することとした。すなわち、産業保健分野、メンタルヘルス分野など各分野において、事業場のスタッフのみでは対処できない分野をサポートするために、また、事業場内の各関係者、家族、主治医間のコーディネートをするために、必要な専門家を派遣できる体制とした。その際にはメンタルヘルス不調のケースへの対応であることから、派遣スタッフには必ず産業医の要件を満たす医師、精神科または心療内科の医師等のいずれかを含めるものとした。

(様式第2号)

派遣計画書の例

参加機関(財団法人 ○○○)

派遣者の 職氏名	産業医 D 保健師 H
派遣対象 事業所	(株) Z制作本部
対象労働者	Aさん
派遣期間	2008年8月～12月
派遣目的 と目標	目的：休職中のサポート、復職支援 目標：スムーズに復職ができる
派遣支援業 務の具体的 内容	休業の間、実家(事業場から遠隔地)に戻るとの意思を確認したため、実家帰省前に産業医・保健師の面談を行い、休業中の連絡方法についての確認、復職に関する手順の説明、休業中、本人以外(家族・主治医)から復職に向けた情報収集をすることについての説明等について説明し、文書にて本人同意を得た。 休業中は、保健師と定期的にメールにて連絡をとり、状況確認をしていく。また適宜、主治医と連絡をとり、治療状況の確認等を行っていく。
緊急時の 対応方法等	家族、職場の窓口と支援スタッフの連絡を通じた対応をする。
派遣者の責 任範囲等	産業医契約に準じた責任の範囲内で活動を行なう。
その他 参考事項	

7) 支援チームの派遣

参加機関は編成した支援チーム毎に、前出の派遣計画書（様式第2号）を作成して全衛連に提出した。支援チームは対象の事業場へ直接出向いて、この計画に従って対象者への支援を実施行った。

【支援活動の内容】

- a) 社内の職場復帰支援に関するシステム構築
- b) 社内の職場支援ガイドラインの作成
- c) 休職者への面接
休職時、休職中の状態と職場適応度の把握、職場内外のストレス因の把握、回復状況の把握、ストレス対処法の教育等。
- d) 関係者（上司、人事労務担当者等）との面接
状況因の把握と改善への助言、本人への対応方法のサポート
- e) 休職者の主治医との連携・情報共有
本人同意のうえで、回復状況について主治医の見解を確認。
- f) 産業医との情報共有
主治医の見解、上司の考えや職場の受け入れ体制について産業医に情報提供。必要に応じ産業医から意見聴取。
- g) 本人との面談、復帰支援カウンセリングの実践
- h) 復帰判定の助言
- i) 上記実施事項の評価

参加機関は、支援活動の開始に当たって、対象の事業場及び労働者に対し、この事業の中で実施する支援の内容や個人情報の取り扱い方などの重要事項についての説明を次のような書面様式を使って実施し、また本人の同意を得た。

(様式例1～3) 事業場向けの支援事業説明書様式

(様式例4～5) 対象労働者向けの支援事業説明書様式

(様式例1)

復職支援事業のご案内

～厚生労働省委託事業～

今日、労働者のメンタルヘルス等健康管理の充実化は、多くの事業場における重要な課題となっています。しかしながら、中小規模事業場においては、専門スタッフの不足や相談先がない等の理由から、対策に遅れが見られているのが現状です。特にメンタルヘルス疾患で休職された方への対応は、本人を取り巻く関係者（主治医、産業医、上司、家族等）との連携が求められ、企業のメンタルヘルス担当者の方が困られるケースも少なくありません。

この復職支援事業は、厚生労働省の委託を受け、(社)全国労働衛生団体連合会(全衛連)に加盟する健診機関に所属する専門スタッフ(産業医、精神科医、保健師、産業カウンセラー、臨床心理士など)が、貴社へご訪問、または当センターのカウンセリングルームに來所していただき、休職中、また復帰直後の方への支援を行う事業です。

当センターでは、ご本人への対応はもとより、関係者の方々と連携を図りながら、復職支援のためのご相談に応じます。相談費用はかかりません。

1. 同意いただきたい事項

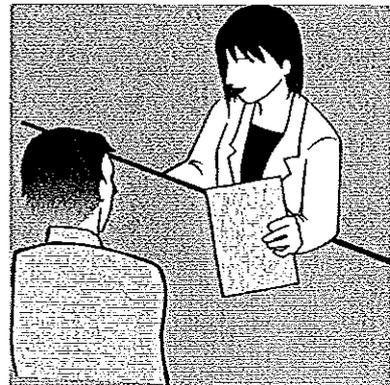
この事業は国の委託で行っているため、支援期間終了後、委託元(厚生労働省・全国労働衛生団体連合会)に支援内容を報告する必要があります。事業所名については、全衛連にのみ報告しますが、公になることはありません。また、対象労働者(休職者)の個人名を報告することはない、支援内容についてはプライバシーの保護に十分配慮した上で、個人が特定されない形で報告しますのでご了承下さい。

2. カウンセリング等の支援が受けられる期間

対象労働者の休職中から復帰後3～6ヶ月までフォローを行います。委託事業は平成20年12月をもって終了致しますが、対象労働者が復帰後3～6ヶ月までは当方にて支援を継続させていただきます(無料)。但し、対象者が再休職に入った場合は、支援事業としてお受けすることはできませんので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

3. 相談場所

平成20年12月まで(委託事業期間中)は、対象労働者のご希望に沿って会社へご訪問、もしくは当センターのカウンセリングルームにて行います。その後は、基本的には当センターへ対象労働者の方にご来所いただけますようお願いいたします。



4. 事業所との協力体制

対象労働者の同意のもと、貴社の産業医、メンタルヘルス担当者や上司、ご家族や主治医との連携をはかりながら支援を行います。特に、メンタルヘルス担当者の方には積極的なご協力をお願いいたします。

(財)〇〇〇協会 健康管理センター

△△市□□□ 123-45

TEL (0**)***-*** / FAX (0**)***-***

(様式例2)

支援利用の意向の申出書 (FAX送信)

平成20年度メンタルヘルス不調の労働者の再チャレンジ支援のための専門家派遣事業【厚生労働省委託】

事業場名 代表者名			
所在地 (電話)			
業種、事業概要			
労働者数	名	産業医選任の有無 産業医の所属先	有 ・ 無
社内メンタルヘルス担当者氏名		部署 職位	
社内のメンタルヘルス体制について	<p>①社内に相談窓口がある <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ 相談窓口 ()</p> <p>②社内に産業保健スタッフがいる <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ 専任・非常勤 (氏名) 職種 ()</p> <p>②産業医と積極的に連携して、産業保健活動を運営している <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>③過去に、メンタルヘルス疾患で休職していた従業員がいた <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ⇒③で「はい」と回答した方へ その際、中心となって対応したのは誰でしたか a.産業医 b.産業医以外の産業保健スタッフ c.上司 d.人事労務担当者</p> <p>④御社の就業規則における休職満了期間を教えてください ()</p> <p>⑤休職中の手当てについて教えてください ()</p> <p>⑥診断書が必要となるのは連続欠勤日数何日目からですか (日目)</p>		

<個人情報の取り扱いについて>

本紙に書かれた個人情報を含む情報については、当協会が標記事業の効率的な運営のためにのみ使用し、当該事業場の許可無く第三者に提供することはありません。

FAX 0-***-*** (健康管理センター)まで**

(様式例3)

復職支援事業承諾書

当事業所は、復職支援事業の趣旨・同意事項に了解し、

(財)〇〇〇協会 健康管理センターによる復職支援事業を受けることを承諾します。

平成 年 月 日

社名

住所

代表者

印

(様式例4)

復職支援事業のご案内

～厚生労働省委託事業～

(財)〇〇〇協会 健康管理センター

メンタルヘルスに関わる病気で休職された方が、休職中に安心して治療に専念し、就業できるまでに心身の調子を回復し、無理なく復職の準備を行うことは重要なことです。また、復帰後も、必要な就業上の配慮を受けながら、段階的に仕事に慣れていくことは再発のリスクを下げることにもつながります。

この事業は、厚生労働省の委託を受け、(社)全国労働衛生団体連合会に加盟する健診機関に所属する専門スタッフ(産業医、精神科医、保健師、産業カウンセラー、臨床心理士など)が、あなたの円滑な職場復帰を支援する事業です。

当センターでは、休職中より職場復帰後3～6ヶ月までの間、休職中の不安や悩み、復職のための課題克服、生活リズムを整えるなど、復帰をスムーズに行うためのご相談にお応えいたします。相談費用はかかりません。

1. 同意いただきたい事項

- ① この事業は国の委託事業で行っているため、支援期間終了後に当センターから、委託元(厚生労働省・全国労働衛生団体連合会)に支援内容を報告する必要があります。個人名を報告するようなことは一切ありません。支援内容についても個人のプライバシーの保護に十分配慮した上で、個人が特定されない形で報告いたします。
- ② あなたがカウンセリングにおいて話した内容や提供された個人情報、職場復帰を支援する目的にのみ使用され、プライバシーの保護に十分配慮しながら責任をもって管理いたします。また、あなたの同意なしに第三者に個人情報を提供することは決してありません。但し、例外については以下の通りとします。
 - 裁判所の命令がある場合
 - 法律上の規定がある場合
 - 会社の財産、社会的信用が不法に棄損される場合
 - ご本人様の同意を頂いた場合
 - ご本人に命の危険性がある、他者に重大な危害を加える明確な意思が認められる、などの危険介入の場合

2. カウンセリング等の支援が受けられる期間

休職中から復帰後3～6ヶ月まで。

3. 相談場所

相談は、あなたのご希望に沿って会社へご訪問、もしくは当センターのカウンセリングルームにて行います。



(様式例5)

復職支援事業同意書

私は、復職支援事業の趣旨・同意事項に了解し、(財)〇〇〇協会 健康管理センターによる復職支援事業を受けることに同意します。

平成 年 月 日

(フリガナ) お名前		生年月日	年 月 日 (才)
勤務先		社員・職員 番号	
所属部署		職位	
同居家族	有・無		
住所			
日中に連絡可能な 電話番号	— — — —	(□ご自宅・□携帯・□その他 ()) (□ご自宅・□携帯・□その他 ())	
E-mail			
休職開始日	平成 年 月 日	休職期間 又は予定復帰日	()ヶ月・週間 平成 年 月 日
診断名			
受診・通院中の 医療機関名		主治医の氏名	
通信欄 (このサービスについ て知りたいこと、 休職中の気がかり なこと等)			

8) 支援活動の進捗状況の報告

参加機関は、支援実施期間の中間時期に当たる平成21年9月末までの進捗状況を、派遣支援活動状況報告書（様式第3号）及び専門家派遣業務実施結果報告書（様式第4号）にまとめて、全衛連へ報告した。

9) 復職支援業務のフォローアップ研修会（第2回、1日間）

平成20年11月21日に、派遣専門家及び復職支援検討委員を都内に集めて、上記支援業務の進捗状況の中間報告会を兼ねたフォローアップ研修会を開催した。この研修会では報告内容に対する質疑や、今後の支援の方向性及び困難事例に対しての助言指導等を実施した。また、参加機関ごとに、最終的に手引きに掲載する好事例の候補を選定した。

更に、派遣専門家が2度目の一同に会した機会を利用して、復職支援検討委員による第2回目の教育研修を行った。

<参加者の概要>

参加機関数 (専門家数)	派遣専門家	
	職種	人数
5機関(14名)	医師(すべて産業医)	4名
	臨床心理士	1名
	保健師	5名
	看護師	1名
	産業カウンセラー等	3名

※ その他にオブザーバーとして、1名（労働衛生コンサルタント）の参加があった。

- 研修会の詳細は「5. 復職支援業務のフォローアップ研修会」を参照。

10) 支援活動結果の最終報告

一部の対象者には越年しての支援を実施したが、大半のケースについては平成20年12月末で支援活動を終了した。参加機関は、支援事業の状況及びその結果を、派遣支援活動状況報告書（様式第3号）及び専門家派遣業務実施結果報告書（様式第4号）にまとめて、平成21年1月末までに全衛連へ報告を行った。

(様式第3号)

派遣支援活動状況報告書の例

指定健診機関(財団法人□□□)

派遣者の 職氏名	精神科医師 D 臨床心理士 H	
派遣先	※派遣先名はA社のような記載でもよい。 H社	
該当労働者	※実名ではなく、匿名(Aさん)又は番号を記入する。 Kさん	
派遣実施日	実施事項(内容) ※報告回数が不足する場合は、2頁目を追加して下さい。	
1	H20/08/26	#1 H面談 (Kさん、人事部門Sさん) 休職に至る経緯、現在の状況の確認。職場の制度・対応の聴取。
2	09/09	#2 D面談 (Kさん) 復職準備性の評価 (10月下旬～11月を目標)。生活面の指導。
3	09/16	#3 D面談 (Kさん) 主治医へ情報提供書を送付。
4	09/30	#4 H面談 (Kさん) 現在の状況について聴取。
5	10/14	#5 K面談 (Kさん) 11月2日より復職可とし、当面必要な勤務制限等を記載した意見書を会社へ提出。主治医に対しても同様の情報提供書を送付。
6	10/17	H 電話によるコンサルテーション (人事部門Sさん) 職場における本人への具体的な対応 (声かけで気をつけること等) について、電話で助言。
7	10/28	#6 H面談 (Kさん) 復職前の最終確認。復職後の勤務スケジュールについて確認。
8	11/08	#7 H面談 (Kさん) 2時間勤務の適応状況、生活状況、服薬状況等の確認。
9	11/25	#8 K面談 (Kさん) 計画通りに勤務時間を延長する旨の意見書を提出。
10	12/19	#9 K面談 (Kさん) 8:00～16:00 勤務の適応状況を確認し、12月いっぱいまで時間短縮を終了とする旨の意見書を会社へ提出。今後の面談予定の確認。
11	H21/01/17	#10 H面談 (Kさん) フル勤務の適応状況、生活状況、服薬状況等の確認。

(様式第4号) 専門家派遣業務実施結果報告書の例

指定健診機関(財団法人□□□)

事業場の概要		健診機関におけるメンタルヘルス専門家の概要	
業種	小売業	専門家①	精神科医1名
労働者数	約50人未満	②	臨床心理士1名
産業医・衛生管理者選任等の有無	①・無	事業場との従来の契約	健康診断 人間ドック
事業場内担当者	人事労務担当者		

支援対象労働者の概要	
性別	①・女 年代 20代
休職の診断書における診断名	適応障害
休職期間	6ヶ月(これまでの休職歴 有・①)
支援開始時の段階	①職中(休職後4ヶ月)・復帰後(復帰後 ヶ月)
支援期間	6ヶ月

具体的な支援内容とその効果	
職場復帰の体制づくりとプログラムの作成への関与	有・① 復職プログラムを明文化するまでには至らなかったが、支援者が人事労務担当者へコンサルテーションをすることにより、以下のような対応の流れが決まりつつある。 ①人事労務担当者から、本人へ社内規定等の説明をする ②治療経過や就業制限等の情報を記入してもらうフォーマットへの記入を主治医に依頼する ③主治医へ会社の対応を知らせる ④主治医と当方からの情報をもとに、人事労務担当者が主体となり、復職可否や復職後のプランを決定する
初回時の本人の状態像や就業を困難にさせていた要因	<休職に至る経緯と初回時の本人の状態像> 休職5ヶ月前に職場で被害妄想的な言動がみられたため、人事部が本人に精神科受診を促し「統合失調症」と診断された。不調になった背景には、職場で管理的な立場となり精神的・身体的な負荷が高まったことや、上司との人間関係が関連しているとみられたため、管理的な業務から外れ、異動して勤務を続けたが、状態が悪化し休職となった。その後、主治医がかわり診断名が「適応障害」となった。

	<p>初回面談時（休職後4ヶ月）は、症状はある程度落ち着いているものの、「転職したい」と口にするなど現実感が乏しく、抽象的な話になると考えがまとまらない様子だった。</p> <p>また毎日2, 3時間程度の昼寝をするなど、体力や生活リズムにも問題があった。</p> <p><就業を困難にさせていた要因></p> <p>①管理業務による仕事の負荷の増大 ②上司との人間関係 ③職場の不安（本人の被害妄想的な言動により職場が混乱した経緯があるため）</p>
<p>復職支援の具体的な内容</p>	<p>支援期間中、原則として毎月、精神科医と臨床心理士が各1回面談を行った。精神科医は、産業医代行の立場で、職場への意見書の作成等を行った。</p> <p><休職中></p> <p>休職に至る経緯や現在の状況の確認を確認し、新・職場復職準備性評価シート（秋山ら）などにより復帰の見通しを立てた。また、主治医へ情報提供書を送付し、主治医からの情報も得た。</p> <p>生活記録票により、本人が主体的に生活管理をするようにした。また「仕事がこなせるか」「同僚とうまくやっていけるか」といった復帰に関する本人の不安な気持ちを聞き、考えを整理することをサポートした。</p> <p>職場からも聴き取りを行い、職場の状況や、休職・復職に関する規定を確認した。</p> <p><復職前></p> <p>復帰後は管理業務を外し、短縮勤務から2ヶ月をかけて段階的に就業時間を延長しフル出勤に戻していくこと、担当する仕事内容を明確にすることを就業上の配慮事項として、会社側に文書と電話で伝達。同時に、主治医に同様の情報提供書を送付した。</p> <p>復帰初日は職場が忙しい日を避けること、本人の状態を知る上司と本人が同じ日に勤務できるよう調整することなどを助言した。</p> <p>本人に不調となった時の状況を振り返ってもらい、「イライラする」「眠れなくなる」などの不調のサインを確認。本人が</p>

	<p>不調に気づき、自己管理するための助言を行った。</p> <p>また、「普通に接してほしいが、休職の理由は聞かないでほしい」といった、本人から職場への要望とともに、本人の不調のサイン（イライラや不眠）を上司にも伝え、サインに気づいた際には早めに上司からも受診を促すよう助言を行った。</p> <p><復帰後></p> <p>定期的にフォロー面談を行い適応状況や生活状況等を確認、会社に意見書を提出した。</p>
<p>支援結果と今後の見通し</p>	<p>復帰後、職場にスムーズに適応しており、当初の復帰プラン通りのスケジュールで勤務時間を延長できた。復帰3ヵ月後、残業なしのフルタイム勤務がこなせている。漠然とした不安も低減し、仕事への意欲も出てきている。</p> <p>就業制限が解除されても、小規模店舗で管理業務を免除された形であれば、残業を含めた通常業務が可能と思われる。当面は本人へ大きな負荷が掛からないよう、職場への理解を促したい。</p>
<p>効果的であったと思われる支援のポイント</p>	<p><本人への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場が支援者に復職支援を要請したことで、本人の復帰を本気で望んでいることが伝わり、本人に安心感を与えた。 ・職場と医療の間にある立場で、本人の仕事や生活に関する相談を受け、本人が考えを整理することをサポートした。 ・生活記録票により、自らが主体的に生活管理をするようにした。 <p><職場への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・復帰に際して、本人に対してどのような配慮が必要かを具体的に示し、職場が復帰プランを策定するための助言を行ったことが効果的であったと思われる。 ・復帰にあたって職場転換が行われたが、支援者より新しい職場への助言も行ったことで、受入体制を整える助けができた。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医への情報提供を行い、治療と復職支援の足並みが揃うよう配慮した。 ・職場が非常に協力的で、支援者の提案をほぼ全面的に受け入れて、段階的に就業制限を解く復帰プランを策定した。

※ 事例のプライバシーを重視して、情報を一部加工して掲載している

参加機関の5機関による復職支援活動の結果、支援が対象とした支援労働者16名（男性12名、女性4名）のうち、支援活動期間中に正常勤務までに復職を果たした労働者が14名、及び支援活動期間中に正常勤務までの復職に至らなかった労働者が2名であった。

「(表1) 参加機関別_専門家派遣支援事業の実施結果一覧」を参照。

1.1) 技法開発・好事例等の手引き作成委員会の開催

平成21年2月9日に、派遣専門家の代表者及び復職支援検討委員を都内に集めて、上記支援業務実施結果の報告会を兼ねた「技法開発・好事例等の手引き作成委員会」を開催した。この委員会では各派遣専門家からの報告に基づき、16名の支援対象労働者の支援状況およびその結果について審議を行い、復職支援活動の好事例と判断した5事例について、まとめの作業を実施した。

1.2) 技法開発・好事例等の手引きの改訂

メンタルヘルス復職支援検討委員会委員により、平成19年度委託事業の成果物である技法開発・好事例の手引きを、平成20年度委託実施事業実施結果を踏まえて見直しを行い、一般の産業保健機関に対して広く応用できる「技法開発・好事例等の手引き」を改訂（別冊）した。

参加機関別_専門家派遣支援事業の実施結果一覧

事業場数 = 15
対象者数 = 16

■ (財)北陸予防医学協会

No.	対象事業場に関する情報		対象者に関する情報				支援中の復職	
	事業場名	事業内容	労働者数	性別	年代	診断名		支援開始の段階
★ H01	K (株)	製造販売	300>	男	30代	うつ病	休職前の段階	無
H02				男				
H03	F (株)	薬品の開発・製造・販売	300>	女	30代	うつ病	休職中	有

■ (社)聖隷福祉事業団

No.	対象事業場に関する情報		対象者に関する情報				支援中の復職	
	事業場名	事業内容	労働者数	性別	年代	診断名		支援開始の段階
S01	K (株)	印刷業	300>	男	45	うつ病	休職中(休職後 4ヶ月)	無
★ S02	I (株)	防水断熱材料の製造	50>	今のところ休職者なし(組織の復帰支援プログラム作成を支援)				
S03	Y	技術開発	50>	男	40代	うつ病	復帰不完全	有
S04	E	製造業	300>	男	30代	うつ病	休職中(休職後 4ヶ月)	無

■ (社)オリエンタル労働衛生協会

No.	対象事業場に関する情報		対象者に関する情報				支援中の復職	
	事業場名	事業内容	労働者数	性別	年代	診断名		支援開始の段階
Q01	S (株)	事務用品製造販売	300>	女	20代	抑うつ状態	休職中(休職後 1ヶ月)	無
Q02				男				
Q03	AI (株)	特許申請手続きサービス	300>	男	30代	抑うつ状態	休職中(休職後12ヶ月)	有
★ Q04	AD (株)	自動車部品の開発・販売	300>	男	40代	抑うつ状態/出向者	休職中(休職開始直後)	無

■ (財)淳風会

No.	対象事業場に関する情報		対象者に関する情報				支援中の復職	
	事業場名	事業内容	労働者数	性別	年代	診断名		支援開始の段階
J01	O 工業	製造業(建築資材)	300>	男	50代	うつ状態	休職中(休職後 2ヶ月)	無
★ J02	H 社	小売業	50>	男	20	適応障害	休職中(休職後 4ヶ月)	有

■ (財)西日本産業衛生会

No.	対象事業場に関する情報		対象者に関する情報				支援中の復職	
	事業場名	事業内容	労働者数	性別	年代	診断名		支援開始の段階
N01	U 役場	官公庁	300>	男	31	適応障害	休職中(休職後 2ヶ月)	無
N05				女				
N02	Z (株)	Z制作本部	300>	女	27	適応障害、抑うつ反応	休職中(休職後11日目)	無
★ N03	Z (株)	Z情報通信業	300>	組織のメンタルヘルズ体制作りを支援				
N04	J (株)	橋梁等の設計・架設	50>	男	49	適応障害、うつ状態	休職中(休職後 0ヶ月)	無

★ 好事例として選定したものと

※ 事例のプライバシーを重視して、情報を一部加工して掲載している

メンタルヘルス派遣専門家向けの研修資料

- 4. 派遣専門家育成のための研修会（第1回） 23
- 5. 復職支援業務のフォローアップ研修会（第2回） 110

(掲載割愛)